

II 結果の概要

地域保健編

1 母子保健

(1) 妊娠届出の状況

平成 27 年度に市区町村に妊娠の届出をした者は 1,053,444 人で、妊娠週（月）数別にみると、「満 11 週以内（第 3 月以内）」に届出をした者が 971,189 人（構成割合 92.2 %）と最も多くなっている（表 1）。

表 1 妊娠週（月）数別妊娠届出者数の年次推移

（単位：人）

		平成23年度 (2011)	構成割合 (%)	24年度 ('12)	構成割合 (%)	25年度 ('13)	構成割合 (%)	26年度 ('14)	構成割合 (%)	27年度 ('15)	構成割合 (%)
総 数		1 105 863	100.0	1 080 193	100.0	1 073 964	100.0	1 076 109	100.0	1 053 444	100.0
妊 娠 週 （ 月 ） 数	満11週以内 (第3月以内)	994 837	90.0	981 309	90.8	981 934	91.4	989 201	91.9	971 189	92.2
	満12～19週 (第4～5月)	88 024	8.0	78 388	7.3	70 853	6.6	67 022	6.2	62 790	6.0
	満20～27週 (第6～7月)	10 203	0.9	9 405	0.9	8 794	0.8	8 263	0.8	8 124	0.8
	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	5 166	0.5	4 913	0.5	4 420	0.4	4 413	0.4	4 169	0.4
	分娩後	2 398	0.2	2 180	0.2	2 189	0.2	2 477	0.2	2 614	0.2
	不 詳	5 235	0.5	3 998	0.4	5 774	0.5	4 733	0.4	4 558	0.4

(2) 妊産婦の健康診査の実施状況

平成 27 年度に市区町村が実施した妊産婦の一般健康診査の受診実人員は、「妊婦」1,297,668 人、「産婦」84,084 人となっている（表 2）。

表 2 妊産婦の健康診査の年次推移

（単位：人）

		平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 270 947	1 226 271	1 231 211	1 279 468	1 297 668
	精密健康診査受診実人員	9 296	9 508	10 598	11 765	11 994
産 婦	一般健康診査受診実人員	65 129	65 551	66 986	62 220	84 084
	精密健康診査受診実人員	4	14	3	12	18

(3) 乳幼児の健康診査の実施状況

市区町村が実施した乳児の一般健康診査の受診実人員は、「3～5か月児」が1,019,963人と最も多く、受診率は95.6%となっている(表3)。

市区町村が実施した平成27年度の幼児の一般健康診査の受診実人員は、「1歳6か月児」1,008,449人、「3歳児」1,017,584人となっている。受診率は、「1歳6か月児」95.7%、「3歳児」94.3%となっている。(表4)

表3 乳児の健康診査の実施状況

(単位:人) 平成27(2015)年度

		1～2か月児	3～5か月児	6～8か月児	9～12か月児
乳 児	一般健康診査受診実人員	257 595	1 019 963	385 209	745 981
	受診率 (%) ¹⁾	85.1	95.6	83.7	84.2

注: 1) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

表4 幼児の健康診査の年次推移

(単位:人)

			平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
幼 児	1歳 6か月児	一般健康診査受診実人員	1 042 991	1 023 370	1 001 397	1 004 202	1 008 449
		受診率 (%) ²⁾	94.4	94.8	94.9	95.5	95.7
		精密健康診査受診実人員	13 772	13 811	13 537	14 395	15 058
	3歳児	一般健康診査受診実人員	1 029 580	1 012 567	1 009 368	1 009 176	1 017 584
		受診率 (%) ²⁾	91.9	92.8	92.9	94.1	94.3
		精密健康診査受診実人員	52 732	54 213	54 069	53 988	57 191
	4～6歳児 ¹⁾	一般健康診査受診実人員	41 034	42 050	43 510	46 423	50 483
		受診率 (%) ²⁾	75.3	77.6	77.9	79.7	81.3
		精密健康診査受診実人員	1 920	2 191	2 414	2 748	3 034
	その他 ¹⁾	一般健康診査受診実人員	84 696	79 612	79 401	61 475	60 701
精密健康診査受診実人員		861	876	850	1 009	846	

注: 1) 「4～6歳児」及び「その他」については法定外の健康診査である。

2) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

(4) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況

平成27年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の保健指導の被指導実人員は、「妊婦」736,388人、「産婦」259,315人、「乳児」749,141人、「幼児」899,795人となっている(表5)。

表5 妊産婦・乳幼児保健指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
妊 婦	668 213	696 729	703 418	719 011	736 388
産 婦	234 167	249 473	248 788	253 519	259 315
乳 児	755 641	760 875	757 205	738 011	749 141
幼 児	869 961	895 128	884 771	871 288	899 795

平成 27 年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の訪問指導の被指導実人員は、「産婦」738,063 人が最も多く、次いで「乳児」586,257 人となっている（表 6）。

表 6 妊産婦・乳幼児訪問指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
妊 婦	21 375	24 171	24 812	25 139	27 242
産 婦	668 410	678 174	715 720	706 359	738 063
新 生 児 ¹⁾	254 182	239 567	253 690	243 954	257 914
未 熟 児	59 056	59 953	56 679	54 277	53 279
乳 児 ²⁾	534 678	539 693	565 624	562 942	586 257
幼 児	171 670	165 967	166 729	166 541	163 719

注：1)「新生児」は未熟児を除く。

2)「乳児」は新生児・未熟児を除く。

2 健康増進

平成 27 年度に保健所及び市区町村が実施した健康増進関係事業の被指導延人員は 7,753,554 人で、そのうち「栄養指導」が 5,198,522 人と最も多く、次いで「運動指導」が 1,553,442 人となっている（表 7）。

指導対象区分別にみると、「栄養指導」では「乳幼児」が 3,159,421 人と最も多く、「運動指導」では「20 歳以上」が 1,480,819 人と最も多くなっている（表 8）。

表 7 健康増進関係事業の指導内容の年次推移

(単位:人)

	被指導延人員				
	平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
総 数	7 597 014	7 676 206	7 540 424	7 712 516	7 753 554
栄養指導	5 103 394	5 116 622	5 064 254	5 109 901	5 198 522
運動指導	1 537 367	1 564 374	1 500 751	1 607 467	1 553 442
休養指導	108 507	96 969	103 234	111 969	111 976
禁煙指導	337 924	352 743	348 558	350 955	360 784
その他	509 822	545 498	523 627	532 224	528 830

表 8 健康増進関係事業の指導対象区分別の指導内容

(単位:人)

平成 27(2015)年度

	被指導延人員				
	総 数				
		妊産婦	乳幼児	20歳未満 ¹⁾	20歳以上 ²⁾
総 数	7 753 554	591 055	3 247 986	414 444	3 500 069
栄養指導	5 198 522	296 592	3 159 421	258 124	1 484 385
運動指導	1 553 442	43 147	•	29 476	1 480 819
休養指導	111 976	55 359	•	10 344	46 273
禁煙指導	360 784	133 923	•	92 434	134 427
その他	528 830	62 034	88 565	24 066	354 165

注：1)「20 歳未満」は妊産婦・乳幼児を除く。

2)「20 歳以上」は妊産婦を除く。

3 歯科保健

平成 27 年度に保健所及び市区町村が実施した歯科健診・保健指導等の被指導等延人員は、「歯科健診・保健指導」4,881,818 人、「予防処置」2,599,841 人、「治療」14,219 人となっている（表 9）。

表 9 歯科健診・保健指導等の年次推移

(単位:人)

	被指導等延人員				
	平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
歯科健診・保健指導	4 738 243	4 761 641	4 709 156	4 856 845	4 881 818
予 防 処 置	1 832 870	2 019 142	2 324 918	2 485 340	2 599 841
治 療	14 709	14 497	16 623	16 779	14 219

注：訪問によるものを除く。

4 精神保健福祉

平成 27 年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」874,035 人、「デイ・ケア」102,094 人、「訪問指導」356,144 人、「電話相談」1,487,976 人、「メール相談」16,210 人となっている（表 10）。

「相談」を内容別にみると、「その他」を除き、「社会復帰」が240,219 人と最も多くなっている（表 11）。

表 10 精神保健福祉の相談等の年次推移

(単位:人)

	相談等延人員				
	平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
相 談 ¹⁾	796 546	858 101	863 198	924 406	874 035
デ イ ・ ケ ア	147 502	142 028	125 873	115 278	102 094
訪 問 指 導	342 293	362 171	361 616	357 757	356 144
電 話 相 談	1 234 050	1 333 984	1 377 264	1 437 652	1 487 976
メ ー ル 相 談	11 617	15 024	17 654	14 772	16 210

注：1)「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

表 11 精神保健福祉の相談内容の年次推移

(単位:人)

		延人員				
		平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
相 談 ¹⁾		796 546	858 101	863 198	924 406	874 035
内 容	老人精神保健	35 014	38 139	41 162	41 169	40 096
	社会復帰	252 714	274 336	257 898	254 714	240 219
	アルコール	30 936	32 913	32 008	33 841	32 321
	薬 物	5 637	5 942	6 534	7 357	5 728
	ギャンブル	1 420	2 095	2 497
	思 春 期	16 047	17 703	17 804	21 552	19 013
	心の健康づくり	110 534	123 368	134 185	159 440	130 951
	摂食障害	3 860	2 964
	てんかん	3 546
	そ の 他	345 664	365 700	372 187	400 378	396 700
(再掲)	ひきこもり	26 886	27 649	29 378	33 472	35 321
	自殺関連	11 043	13 765	15 129	17 842	18 069
	遺 族	1 006	1 147	1 284	1 420	1 461
	犯罪被害	589	1 216	674	762	631
	災 害	1 086	1 844	2 534

注：1)「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

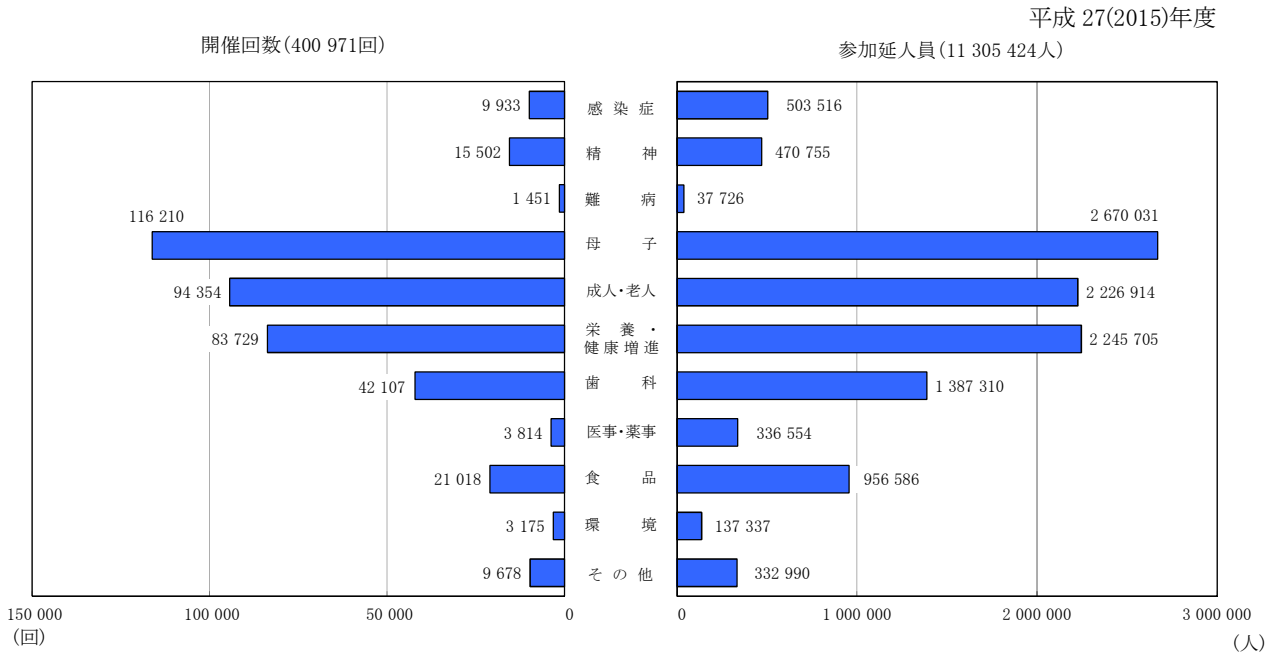
2)「ひきこもり」～「災害」は「老人精神保健」～「その他」の再掲である。

5 衛生教育

保健所及び市区町村が実施した衛生教育の開催回数は 400,971 回、参加延人員は 11,305,424 人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「母子」「成人・老人」「栄養・健康増進」が多くなっている。(図1)

図1 衛生教育の実施状況



6 エイズ

平成 27 年度の保健所が受けたエイズに関する相談件数は、「電話相談」41,888 件、「来所相談」64,014 件となっている。

保健所が実施したH I V抗体スクリーニング検査のための採血件数は 99,696 件、スクリーニング検査後の確認検査においてH I V抗体反応が陽性であったものは 302 件となっている。(表 12)

表 12 エイズに関する相談・検査及び衛生教育の年次推移

(単位:件)

		平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)
相談件数	電話相談	50 786	47 645	47 429	44 003	41 888
	来所相談	85 925	77 133	77 896	73 377	64 014
HIV抗体検査のための採血件数	スクリーニング検査	107 069	101 421	112 755	111 774	99 696
	確認検査 ¹⁾	680	633	895	553	538
	陽性件数	279	269	291	298	302
	陽性であった割合(%) ²⁾	0.26	0.27	0.26	0.27	0.30
衛生教育開催回数(回)		2 106	1 910	2 078	1 923	1 757

注: 1) 「確認検査」とは、スクリーニング検査でH I V抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

2) 陽性であった割合 = (確認検査の陽性件数 / スクリーニング検査件数) × 100

7 予防接種

平成 27 年度に市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数は、「インフルエンザ」が 17,239,503 人となっている（表 13）。

表 13 定期の予防接種の接種者数の年次推移

(単位:人)

			平成23年度 (2011)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)	
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 混合ワクチン使用 (DPT)	第1期	初回接種	第1回	1 102 528	724 697	37 632	4 274	517
			第2回	1 091 512	818 257	61 426	7 466	704
			第3回	1 084 417	909 253	98 296	13 440	1 256
		追加接種		1 081 751	1 160 287	949 855	223 219	8 795
沈降ジフテリア破傷風 混合トキソイド使用 (DT)	第1期	初回接種	第1回	477	273	47	25	31
			第2回	397	299	64	40	28
		追加接種		391	402	81	180	140
		第2期		940 878	889 382	801 335	835 189	794 328
急性灰白髄炎 ¹⁾ (単抗原IPV)	初回接種	第1回	856 285	329 042	120 736	23 830	6 546	
		第2回	883 344	436 172	253 806	58 598	19 826	
		第3回	346 019	77 086	29 627	
		追加接種		719 147	474 501	103 418
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 不活化ポリオ混合ワクチン ²⁾ (DPT-IPV)	初回接種	第1回	1 039 952	1 016 862	1 011 542	
		第2回	1 028 810	1 016 018	1 014 067	
		第3回	1 001 889	1 016 195	1 019 899	
		追加接種		122 582	887 490	989 131
日本脳炎	第1期	初回接種	第1回	1 819 494	1 513 962	1 218 153	1 176 000	1 058 934
			第2回	1 812 909	1 465 116	1 197 305	1 136 779	1 041 164
		追加接種		1 578 960	1 630 477	1 368 587	1 204 320	1 026 416
		第2期		569 190	511 727	508 364	593 463	642 397
ヒブワクチン	第1回		.	.	1 185 464	1 044 911	1 017 920	
	第2回		.	.	1 068 326	1 007 976	1 008 902	
	第3回		.	.	1 096 108	1 048 523	1 021 053	
	第4回		.	.	1 117 300	1 005 727	973 293	
小児用肺炎球菌ワクチン	第1回		.	.	1 204 325	1 052 880	1 020 898	
	第2回		.	.	1 090 029	1 018 263	1 012 724	
	第3回		.	.	1 077 653	1 045 979	1 023 026	
	第4回		.	.	944 341	973 348	979 333	
子宮頸がん予防ワクチン	第1回		.	.	98 656	3 895	2 711	
	第2回		.	.	66 568	4 172	2 669	
	第3回		.	.	87 233	6 238	2 805	
水痘ワクチン ³⁾	第1回		.	.	.	1 553 027	1 040 930	
	第2回		.	.	.	481 990	1 060 742	
麻しん・風しん ⁴⁾	第1期		1 022 124	1 039 664	998 388	1 007 529	981 521	
	第2期		997 289	1 023 299	1 022 334	1 017 508	997 545	
BCG ⁵⁾	総 数		986 844	969 941	877 419	996 844	1 003 475	
	5月未満		.	.	134 151	92 053	78 276	
	5月以上1歳未満		.	.	687 903	873 640	903 422	
インフルエンザ ⁷⁾	総 数		15 480 531	15 617 236	16 205 813	16 730 347	17 239 503	
	60歳以上65歳未満		45 848	46 714	48 281	34 243	31 341	
	65歳以上		15 394 138	15 463 361	15 754 405	16 696 104	17 096 694	
成人用肺炎球菌 ワクチン ⁶⁾	総 数		.	.	.	2 871 593	2 446 852	
	60歳以上65歳未満		.	.	.	11 260	3 634	
	65歳相当		.	.	.	903 804	749 073	
	70歳相当		.	.	.	624 406	441 240	
	75歳相当		.	.	.	492 306	492 203	
	80歳相当		.	.	.	357 483	330 513	
	85歳相当		.	.	.	216 844	192 150	
	90歳相当		.	.	.	105 300	94 627	
	95歳相当		.	.	.	31 949	29 487	
	100歳相当		.	.	.	6 157	5 178	
101歳以上		.	.	.	8 298	.		

注：1) 「急性灰白髄炎（単抗原IPV）」は、平成 24 年 9 月 1 日より定期接種に使用するワクチンが生ワクチン（OPV）から不活化ワクチン（IPV）に変わり、接種回数に変更された。

2) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第 1 期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する。当ワクチンは、平成 24 年 11 月 1 日より定期接種での使用が開始された。

3) 水痘ワクチンは生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者を対象として平成 26 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに限り、特例措置として生後 36 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者も定期接種の対象となった。水痘ワクチンの特例措置の対象者の接種回数は 1 回である。

4) 「麻しん・風しん」は、「麻しん・風しん（混合）」、「麻しん（単抗原）」、「風しん（単抗原）」を合わせたものである。

5) 「BCG」は、平成 24 年度までは生後 6 月に至るまでの間に行われ、特別の事情等によりやむを得ない場合は 1 歳に至るまでの間に行われていたが、平成 25 年度より定期接種の対象者が「原則 6 月未満」から「生後 1 歳に至るまでの間にある者」に拡大した。

6) 「成人用肺炎球菌ワクチン」は平成 26 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。60 歳以上 65 歳未満の対象者は、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある者である。「101 歳以上」の者への定期接種は、平成 26 年度限りの特例措置である。

7) 年齢階級別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別の計が一致しない場合がある。

8 職員の配置状況

(1) 常勤職員の配置状況

平成27年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の配置状況をみると、「保健師」25,377人が最も多く、次いで「管理栄養士」3,183人、「薬剤師」3,016人、「獣医師」2,508人となっている。

それぞれの分野の相談員、監視員等（＜再掲＞）をみると、「医療監視員」8,741人が最も多く、次いで「食品衛生監視員」5,567人、「環境衛生監視員」4,850人となっている。（表14）

表14 職種別にみた常勤職員数の年次推移

(単位:人)

各年度末現在

	平成25年度 (2013)	26年度 ('14)	27年度 ('15)	各年度末現在		
				都道府県が 設置する 保健所	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
合 計	54 614	54 168	54 504	13 738	19 667	21 099
医 師	981	925	894	415	410	69
歯科医師	154	149	154	44	65	45
獣医師	2 534	2 473	2 508	1 391	1 117	-
薬剤師	3 002	3 021	3 016	1 697	1 310	9
理学療法士	180	169	161	22	60	79
作業療法士	127	119	105	25	36	44
歯科衛生士	714	695	722	105	316	301
診療放射線技師	552	539	514	282	218	14
診療エックス線技師	22	18	19	7	9	3
臨床検査技師	770	761	748	502	241	5
衛生検査技師	76	66	70	20	49	1
管理栄養士	3 066	3 107	3 183	646	715	1 822
栄養士	619	782	542	43	93	406
保健師	25 087	25 043	25 377	3 613	6 829	14 935
助産師	124	126	133	14	42	77
看護師	847	789	848	41	180	627
准看護師	148	136	122	2	12	108
その他	15 611	15 250	15 388	4 869	7 965	2 554
＜ 再 掲 ＞ ²⁾						
精神保健福祉士	1 046	1 013	1 006	463	346	197
精神保健福祉相談員	1 371	1 253	1 322	787	521	14
栄養指導員	1 093	1 130	1 122	621	501	-
食品衛生監視員	5 381	5 518	5 567	2 937	2 629	1
環境衛生監視員	4 591	4 760	4 850	2 801	2 049	-
医療監視員	8 305	8 577	8 741	6 241	2 500	-

注：1) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2) 「精神保健福祉士」～「医療監視員」は、「医師」～「その他」の再掲である。

(2) 常勤保健師の配置状況

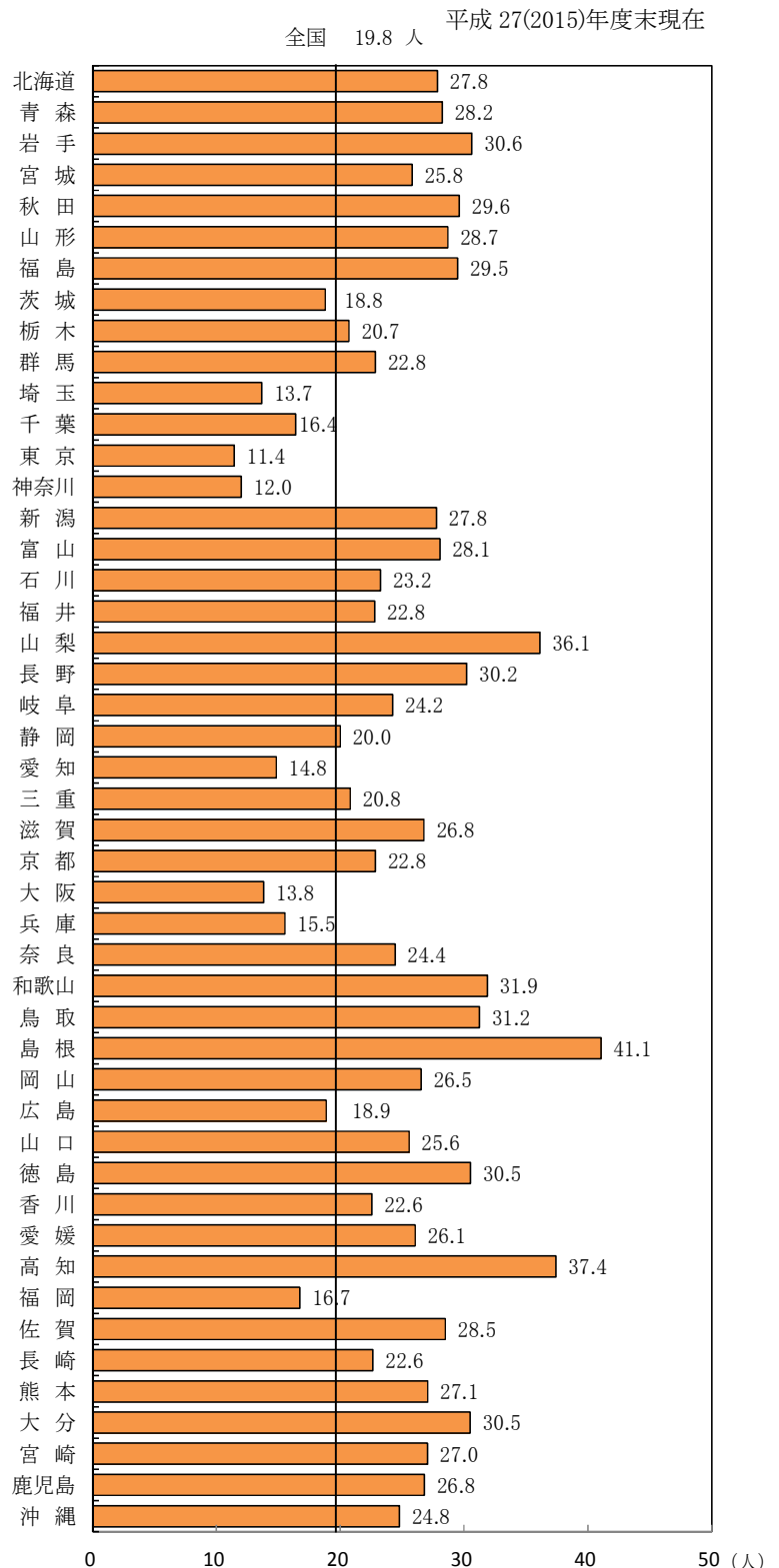
平成27年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の配置状況を人口10万人あたりで見ると、全国では19.8人で、都道府県別にみると、島根県が41.1人と最も多く、次いで高知県37.4人、山梨県36.1人となっている(表15、図2)。

表15 都道府県別にみた常勤保健師数

図2 都道府県別にみた常勤保健師数
(人口10万対)

(単位:人) 平成27(2015)年度末現在

	常勤保健師数	常勤保健師数 ¹⁾ (人口10万対)		
		総数	政令市・ ²⁾ 特別区	政令市・特別区以外
全 国	25 377	19.8	12.0	26.0
北 海 道	1 504	27.8	11.1	44.4
青 森	378	28.2	11.3	33.0
岩 手	395	30.6	13.6	35.7
宮 城	600	25.8	13.0	36.5
秋 田	309	29.6	11.7	37.5
山 形	324	28.7	・	28.7
福 島	576	29.5	13.7	37.5
茨 城	558	18.8	・	18.8
栃 木	414	20.7	12.6	23.6
群 馬	458	22.8	17.6	25.7
埼 玉	1 000	13.7	10.9	14.6
千 葉	1 027	16.4	11.5	18.7
東 京	1 535	11.4	10.9	13.2
神 奈 川	1 096	12.0	10.2	17.2
新 潟	644	27.8	16.4	33.8
富 山	303	28.1	25.5	29.7
石 川	269	23.2	12.1	30.5
福 井	182	22.8	・	22.8
山 梨	307	36.1	・	36.1
長 野	646	30.2	4.4	35.9
岐 阜	503	24.2	16.4	26.2
静 岡	754	20.0	15.1	23.3
愛 知	1 114	14.8	11.4	17.7
三 重	385	20.8	9.6	23.1
滋 賀	380	26.8	16.1	30.2
京 都	588	22.8	15.6	31.8
大 阪	1 224	13.8	11.5	17.1
兵 庫	873	15.5	10.9	20.9
奈 良	339	24.4	10.8	29.2
和 歌 山	317	31.9	12.8	43.5
鳥 取	181	31.2	・	31.2
島 根	288	41.1	・	41.1
岡 山	513	26.5	17.3	41.4
広 島	540	18.9	13.1	30.2
山 口	363	25.6	19.1	27.1
徳 島	235	30.5	・	30.5
香 川	226	22.6	14.0	29.0
愛 媛	369	26.1	10.1	35.3
高 知	277	37.4	11.9	58.7
福 岡	857	16.7	12.6	22.1
佐 賀	240	28.5	・	28.5
長 崎	318	22.6	10.8	34.2
熊 本	490	27.1	14.3	35.8
大 分	361	30.5	14.2	41.6
宮 崎	305	27.0	13.1	34.9
鹿 児 島	450	26.8	12.0	35.2
沖 縄	362	24.8	13.3	28.1



注:1)「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成28年1月1日現在)」により算出した。

注:「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成28年1月1日現在)」により算出した。

2)「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。